

ゾーニング管理の導入について

【検討資料】

令和 6 年 3 月 2 5 日

見直しの論点

① 本道に適したゾーニングの考え方の整理

→ 市町村へのヒアリングによる課題の洗い出し

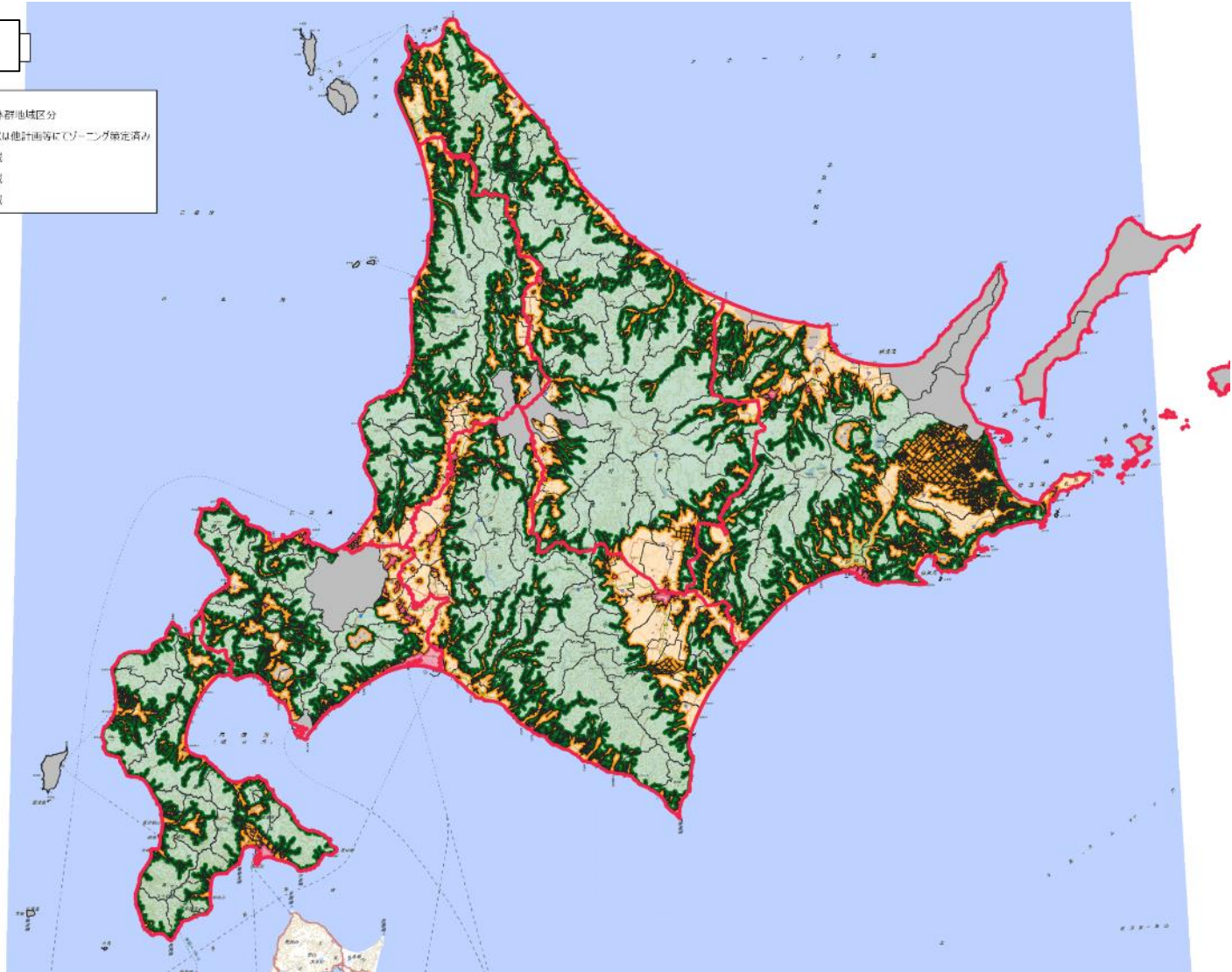
② 道が行う広域的なゾーニングの考え方の整理

③ 「問題個体の管理」と「ゾーニング管理」の関係の整理

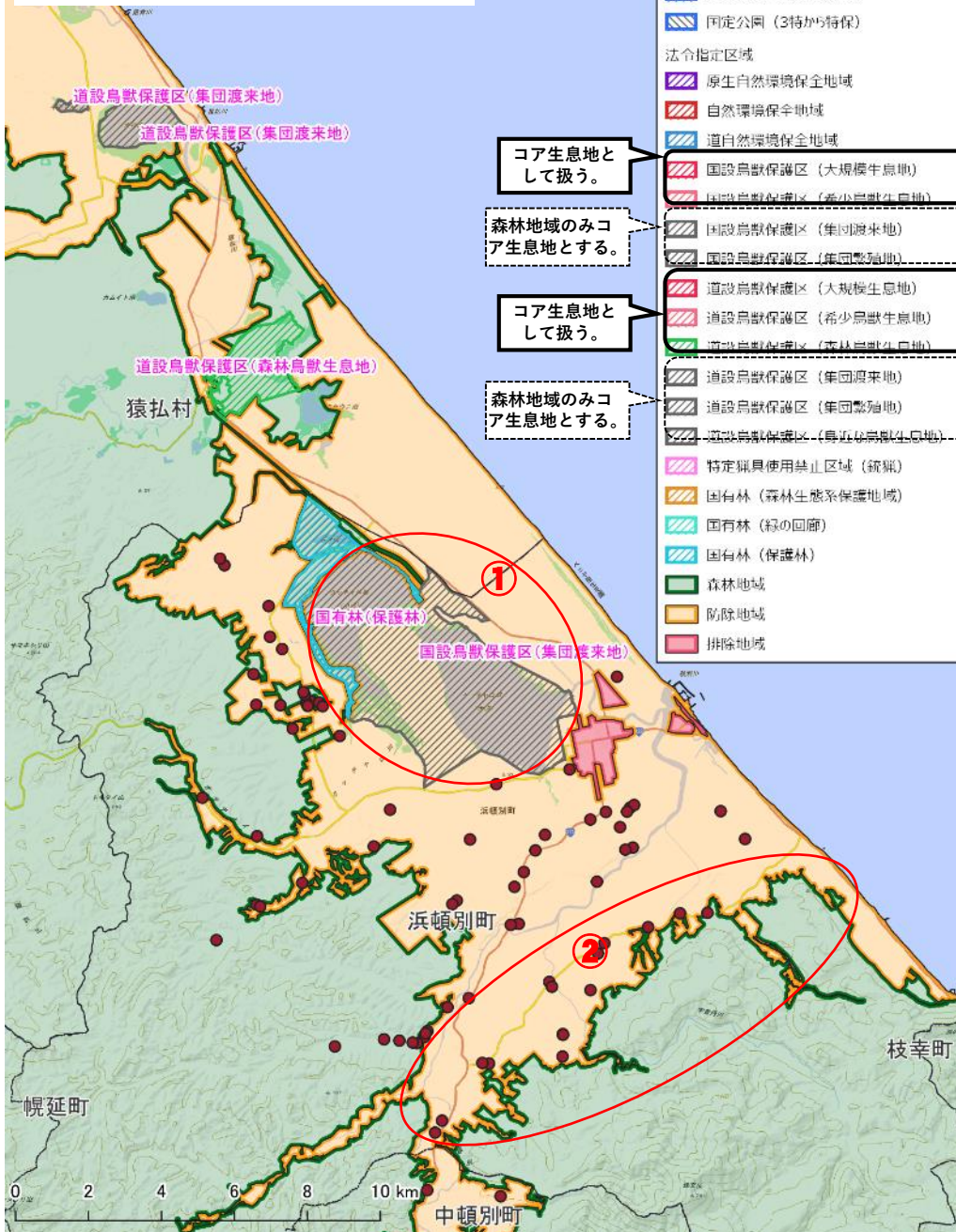
(参考) 広域的ゾーニングのイメージ

①全域図

- シグマ圏林群地域区分
- 副都心は他計画等でゾーニング指定済み
- 森林地域
- 防緑地域
- 排緑地域



例1 鳥獣保護区の扱い 緩衝地帯の扱い



- ヒグマ出没情報 (2023年11月まで)
- 他計画等にてゾーニング策定済み
- 国立公園 (3特から特保)
- 国定公園 (3特から特保)
- 法令指定区域
- 原生自然環境保全地域
- 自然環境保全地域
- 道自然環境保全地域
- 国設鳥獣保護区 (大規模生息地)
- 国設鳥獣保護区 (希少鳥獣生息地)
- 国設鳥獣保護区 (集団渡来地)
- 国設鳥獣保護区 (集回渡来地)
- 国設鳥獣保護区 (集回繁殖地)
- 道設鳥獣保護区 (大規模生息地)
- 道設鳥獣保護区 (希少鳥獣生息地)
- 道設鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)
- 道設鳥獣保護区 (集回渡来地)
- 道設鳥獣保護区 (集回繁殖地)
- 道設鳥獣保護区 (希少な鳥獣生息地)
- 特定猟具使用禁止区域 (銃猟)
- 国有林 (森林生態系保護地域)
- 国有林 (緑の回廊)
- 国有林 (保護林)
- 森林地域
- 防除地域
- 排除地域

コア生息地として扱う。

森林地域のみコア生息地とする。

コア生息地として扱う。

森林地域のみコア生息地とする。

本図は、国土数値情報を基に次のとおり加工したものの

- ・「緑色」～森林地域を(≡コア生息地に該当 ※孤立林は除く)
- ・「赤色」～市街化区域を(≡排除地域に該当)
- ・「はだ色」～農用地区域を(≡防除地域に該当)
- ・「空白」～緩衝地帯に該当(今回は設定せず)
- ・「茶○」R5の4～11月までの目撃地点
- ・凡例は地域特性の参考情報

＜検討スタディ＞

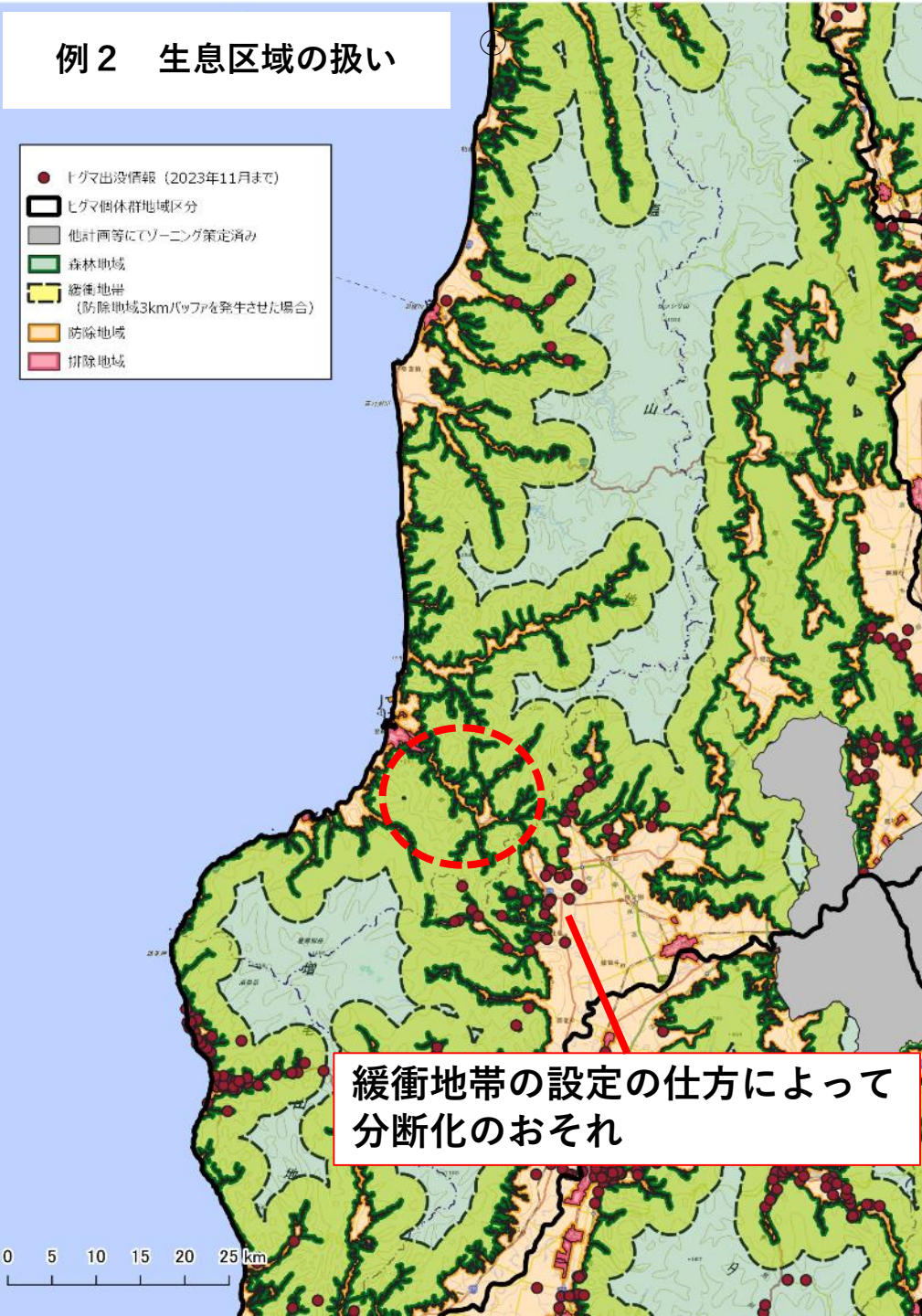
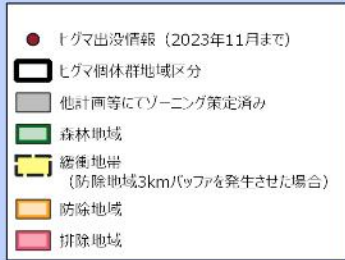
① 農用地区域内に道設鳥獣保護区(集団渡来地等)があるが、これをコア生息地とすべきか？

＜考え方＞
森林地域のみコア生息地として扱う。
なお、道設鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)は、コア生息地として扱う。

② 市街化区域又は農用地区域と森林地域が接してる場合の緩衝地帯の設定の考え方は？

＜考え方＞
出没状況等を踏まえ、必要に応じ、市街化区域又は農用地区域と森林地域が接してる地点から一定の区間の森林地域側を緩衝地帯として設定。

例2 生息区域の扱い



緩衝地帯の設定の仕方によって
分断化のおそれ

本図は、国土数値情報を基に次のとおり加工したもの

- ・「緑色」～森林地域を (≠コア生息地に該当 ※孤立林は除く)
- ・「赤色」～市街化区域を (≠排除地域に該当)
- ・「はだ色」～農用地区域を (≠防除地域に該当)
- ・「空白」～緩衝地帯に該当 (今回は設定せず)
- ・「茶○」R5の4～11月までの目撃地点
- ・凡例は地域特性の参考情報

<検討スタディ>

全体的に生息地と目される山間の農用地区域の扱いはどのようになる？

<考え方>

- 1 全体として生息地として扱う。
- 2 農用地地域は防除地域として扱う。

例3 小集落の扱い

本図は、ケーススタディを行うために、国土数値情報を基に次のとおり加工したもの

- ・「緑色」～森林地域を（≒コア生息地に該当 ※孤立林は除く）
- ・「赤色」～市街化区域を（≒排除地域に該当）
- ・「はだ色」～農用地区域を（≒防除地域に該当）
- ・「空白」～緩衝地帯に該当（今回は設定せず）
- ・「茶〇」R5の4～11月までの目撃地点
- ・凡例は地域特性の参考情報

● ヒグマ出没情報（2023年11月まで）

■ 他計画等にてゾーニング策定済み

▨ 国立公園（3特から特保）

▨ 国定公園（3特から特保）

法令指定区域

▨ 原生自然環境保全地域

▨ 自然環境保全地域

▨ 道自然環境保全地域

▨ 国設鳥獣保護区（大規模生息地）

▨ 国設鳥獣保護区（希少鳥獣生息地）

▨ 国設鳥獣保護区（集団渡来地）

▨ 国設鳥獣保護区（集団繁殖地）

▨ 道設鳥獣保護区（大規模生息地）

▨ 道設鳥獣保護区（希少鳥獣生息地）

▨ 道設鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）

▨ 道設鳥獣保護区（集団渡来地）

▨ 道設鳥獣保護区（集団繁殖地）

▨ 道設鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）

▨ 特定猟具使用禁止区域（銃猟）

▨ 国有林（森林生態系保護地域）

▨ 国有林（緑の回廊）

▨ 国有林（保護林）

▨ 森林地域

▨ 防除地域

▨ 排除地域

0 2 4 6 8 10 km

鶴居村

国設鳥獣保護区（希少鳥獣生息地）

道設鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）

国有林（保護林）

国有林（保護林）

国有林（保護林）

国有林（保護林）

< 検討スタディ >

- ① 小さな集落が点在しているが、防除地域をどのように設定するか。
- ② 防除地域に深く入り込んでいる防風林や河畔林をどう扱うか。

< 考え方 >

- ① 集落などの小スケールのゾーニングは市町村による設定を推進。
- ② 防風林等は防除地域として整理。

中標津町

別海町

根室市

浜中町

保護区（身近な鳥獣生息地）

国有林（保護林）

国設鳥獣保護区（集団渡来地）

道設鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）

道設鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）

国設鳥獣保護区（集団渡来地）

道設鳥獣保護区（希少鳥獣生息地）

①－1 本道に適したゾーニングの考え方の整理

道の検討にあたり、6つの個体群地域ごとに、地域特性の異なる市町村担当者からヒアリングを行い、課題の洗い出し等を実施。

	3月4日	3月7日	3月8日
	農村地域	海岸地域	都市又は観光地域
①渡島半島	森町（渡島）	島牧村（後志）	七飯町（渡島）
②積丹・恵庭	共和町（後志）	※積丹町（後志）欠席	千歳市（胆振）
③天塩・増毛	幌加内町（上川）	遠別町（留萌）	石狩市（石狩）
④道東・宗谷（西部）	滝上町（オホ）	浜頓別町（宗谷）	旭川市（上川）
④道東・宗谷（東部）	足寄町（十勝）	羅臼町（根室）	釧路市（釧路）
⑤日高・夕張	三笠市（空知）	えりも町（日高）	帯広市（十勝）

①－２ 本道に適したゾーニングの考え方の整理

	主な市町村意見（検討課題）	市町村の地域	対応案
コア生息地	コア生息地に点在する農家はどうかゾーニングするか。	農業地域	農用地区域は、防除地域として広域ゾーニングを行う方向で検討。
緩衝地域	緩衝と防除のゾーン分けが難しい。 排除・防除・コア生息地の3つの分けでもよいのでは。	農業地域	排除・防除・コア生息地の3つのゾーン分けを基本とし、緩衝ゾーンは、オプションとして検討。
	農地が山に迫り緩衝設定が難しい。緩衝と防除のイメージが湧かない。	海岸地域	
防除地域	農家の生活拠点か農地のみも含むのか、考え方を示してほしい。	農業地域	農用地区域を基本とする方向で検討。
	付近に民有林が多く、ゾーニング設定が難しいように感じる。	都市・観光地域	自然環境等の条件で設定する方向で検討。
排除地域	市街化区域に該当しない集落は、どう設定するか。	都市・観光地域	市町村で、設定いただく方向で検討。
	排除地域の隣接がコア生息地になっても問題ないか。	海岸地域	問題ない。
	昨年ゾーニングを策定。 排除地域は市街化区域を流れる河川エリアを加え、緩衝地帯は、防除地域からコア生息地側に1kmのバッファで線引きした。	都市・観光地域	左記先行事例を参考にする。
ゾーンの考え方	人が住んでいない住居場所はどのようにゾーニングすべきか。	海岸地域	人間活動を勘案し設定する方向で検討。
	国立公園やキャンプ場でのゾーンの線引きが難しい。	都市・観光地域	要検討。
役割	道が広域ゾーニングを行う際に、市町村と調整が図られるか。	都市・観光地域	必要に応じ市町村意見を伺うことを想定。
その他	ゾーニングは、対外的に対策を説明しやすいメリットがある。	海岸地域	メリットを記載する方向で検討。
	現計画の有害性判断フローは、ゾーニング導入で変わるのか。	都市・観光地域	併用を想定して検討。
	ゾーニング管理のメリットに「関係機関の役割分担が明確になる」とあるが、役割分担まで明記したものになるのか。	都市・観光地域	役割分担の明確化は理想であるが、まずは、ゾーン設定を行う方向で検討。
	ゾーン設定に警察との合意形成は必要か。振興局とともに進めるイメージか。	都市・観光地域	左記は必要に応じて調整することを想定。

② 道が行う広域的なゾーニングの考え方の整理

ゾーン	広域的ゾーニングの考え方（例）
コア生息地	国土数値情報の「森林地域（鳥獣保護区、自然公園、自然環境保全地域、国有林、道有林など）」のうち、ヒグマの生息に適さない孤立林や都市公園（野幌森林公園など）を除き設定。
緩衝地帯	「コア生息地」と「防除地域又は排除地域」の間を設定。
防除地域	農業振興地域制度地域の整備に関する法律における「農用地区域」を設定。
排除地域	都市計画法における「市街化区域」を設定。
備考	「コア生息地」と「防除地域又は排除地域」の間は、「緩衝地帯」に設定。

集落スケールのゾーニングを進めるためには、地域の土地利用形態を踏まえた緩衝地帯の設定などゾーニングの考え方などについて別途示し、市町村の協力のもと推進する必要。

③ 「問題個体管理」と「ゾーニング管理」の関係の整理

ゾーン ※環境省のガイドライン参照			有害性の段階に応じた対応方針			
区分	概念	基本的な対応	段階0 人を避ける	段階1 人を避けない	段階2 被害・実害を及ぼす	段階3 人につきまとう
コア生息地	<ヒグマの保護> 個体群の維持を担保する上で重要な奥山等の地域（個体群の保全に不可欠な地域）	保護を中心とした対応。 誘引物管理の徹底。登山者や観光客への注意喚起。	●経過観察 ●必要に応じ ・関係機関へ情報提供 ・人身被害防止 ・農業被害防止	●必要に応じ ・人身被害防止 ・追い払い ●出沒継続、活動支障時 ・排除	●必要に応じ ・人身被害防止 ・入林規制措置 ●確実な排除	●人身被害防止 ●入林規制措置 ●排除
緩衝地帯	<防除・排除地域への出沒抑制> コア生息と防除地域・排除地域間の地域	狩猟等人間活動ですみ分けを図る。 個体数水準に応じた捕獲の対応。 誘引物管理の徹底。登山者や観光客への注意喚起。 排除・防除地域に隣接して定着する場合は、追い払い経過観察。				
防除地域	<農林水産被害の軽減・防止> 農業、林業、水産業などの活動が盛んな地域	防除対策を講じた上でも被害が出る場合は捕獲。 出沒時は、現地調査、出沒要因の解明、誘引物の除去、住民への注意喚起、防除対策地域の実施、追い払い。		●必要に応じ ・人身被害防止 ・農業被害防止 ・追い払い ●出沒継続、活動支障時 ・駆除	●必要に応じ ・人身被害防止 ・農業被害防止 ・追い払い ●確実な排除	
排除地域	<人身被害の防止> 市街地や住居集合地域等の居住地であり、人の安全が最優先される地域	住民安全確保を最優先。 適切な実施体制のもと捕獲。再発防止のため、出沒要因の解明、誘引物の除去、住民への注意喚起。	【緊急対応型問題個体】 ・人身被害防止 ・追い払い ・確実な排除			

※ 人身被害防止：見回り、警察機関への連絡、地域住民・事業者・入林者等への周知、誘因物の除去、状況に応じて対策本部等の設置

※ 農業被害防止：見回り、誘引物の除去（農業系廃棄物の撤去、農産物の早期収穫等を含む）、電気柵の設置、敷地境界の草刈り

<参考：前回検討会主な意見概要（ゾーニング管理の導入）>

<ガイドライン・考え方>

- ・地域によっては市町村よりさらに細かい単位もあるかもしれない。それぞれのゾーンで何を行うのかを示していく必要。
- ・特定計画をつくるときには、まずガイドラインが先にあり、これを参考に計画をつくってくださいということになると思う。
- ・ゾーニングでレイヤーを分けて、管理の方針をつくってくださいというのでは難しく、それぞれで何を計画すべきなのかという指針はある程度出すことが重要。
- ・環境省のガイドラインにゾーニングの説明があるが、北海道版として細かい形でそれぞれどう考えるべきか、どう合意形成を図るべきかを示すガイド的なものの作成が必要。
- ・具体的にイメージがなかなか湧かないと思うので、札幌市などゾーニングを進めている先例を見ながら、道として方針を示していくのがよい。
- ・大事なのは、ゾーニング管理の概念と、このゾーンではこういう対処をするという具体的な方向性を出して進めていくこと。
- ・まずは地域で何をすべきかが分かるように具体的に示した方がよい、地域の実情も踏まえながら進めなければいけないということ、そして、ゾーニングというのは、あくまでも目標を達成するための手段の一つであるということ。

<進め方>

- ・北海道は広いので、道のヒグマ管理計画では、まずは全道的にゾーニング管理の考え方をしっかりと伝えることが大事。
- ・道でGIS等を使って、とにかくエリアを決めて、強い捕獲管理をするエリアにするかどうか、市町村とやり取りをしていかないといけない。
- ・最初は、道から、このゾーンでどういう管理をすべきという案を示し、各市町村が意見をするというように、具体的で早い対応が必要な段階と感じている。
- ・地域で状況の違いがあるので地域ごとに提案し、時間的に余裕がないので、捕獲に関するゾーニングを先行して決め、地域の状況をみて決めていく方針でいいと思う。

<スケールによる管理>

- ・道内全体を広域で捉えたゾーン分けと、さらに具体化して細かく市町村で落とし込んだゾーニングが必要。
- ・ゾーニングも地域別での細かい設定が必要。
- ・現計画では、各振興局が地域版実施計画を策定、実行することになっているので、各振興局の範囲の中で広域的なゾーニング図をしっかりと作成することが大事。
- ・隣接する市町村で、幾つかのスケールできめ細やかなゾーニングを用意することが大事。

<その他>

- ・厳しい対応をするゾーンと緩衝ゾーンの境目をどこまでやるかというのはいつも議論になるところ。
- ・ゾーニング管理は、具体案がなかなか出てこないと感じている。差し迫った課題に対応しながら、きめ細やかにやっていると時間だけがたってしまう。
- ・一律というのは、とにかく早くやったほうがいいという思い。実際は、振興局単位が一番よいと思う。
- ・ゾーニング管理はすべきだと思うが、それが目標になると、市町村でどこをゾーニングしようかというところに力を注がせてしまう気がする。